（工事施工者の方へ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和6年度版）

ブロック塀等除却事業の申請に関する注意事項

補助金事業であり、改修内容と数量及び金額の整合や妥当性の確認を行う必要があるため、書類の提出にあたり以下のことにご注意願います。

1. 工事費の見積書について

（１）本事業はブロック塀等の除却にかかる工事のみが対象になります。除却後、ブロック塀やフェンス等を新設する場合でも、新設費用は記載せず、補助対象である解体費等のみの見積書を作成してください。

（2）原則、材料費、労務費、経費はそれぞれ分けて計上してください。

原則、一式工事とはしないでください。

（3）数量については、できる限り、根拠となる算式等を記載してください。また、配置図等の図面と整合してください。

2．その他

（１）市が、適正でないと判断した数量や経費については、補助の対象外となります。

（２）対象工事に変更が生じた場合等は、変更工事の着手前に変更申請が必要となります。

（３）補助金の交付決定通知（変更含）の前に行った工事は、補助の対象外となります。

（４）除却後、ブロック塀を新設する場合は、原則1ｍ以下とし、建築基準法に適合するものとしてください。

【お問い合わせ先】

日田市　土木建築部　建築住宅課　指導審査係

TEL：0973-22-8226（直通）

FAX：0973-22-8247

Ｅ-mail：jutaku@city.hita.lg.jp